

こども教育保育課 新型コロナウイルス感染症警戒レベル指標（1月12日時点）

* 警戒レベル及び実施内容は基本的に沖縄県に準じますが、段階が移行する際は、実施内容について県及び市内の状況を踏まえこども教育保育課が決定

区 分	第1段階（発生早期）	第2段階（流行警戒期）	第3段階（感染流行期）	第4段階（感染蔓延期）	
沖 縄 県	緊急事態宣言（県）	緊急事態宣言を検討 緊急事態宣言を発令 (基準日から3日)			
	外出自粛	「三つの密」を徹底的に避け、新しい行動様式の徹底の上での外出を要請	①第1段階を要請 ②クラスターが発生している業種や接待・接触を伴う飲食店等への外出自粛を要請	不要不急な外出自粛を要請	①自宅待機を要請 ②スーパー等への外出も最大限控えるよう要請
	渡航自粛：県外	感染地域への（からの）渡航者の外出自粛を要請	感染地域への（からの）渡航者の渡航自粛を要請	不要不急な渡航自粛を要請	渡航自粛を要請
	学校	①感染者発生学校は臨時休業 ②感染者未発生学校は通常通りの教育活動	①感染者発生学校は臨時休業 ②感染者未発生学校は通常通りの教育活動又は分散登校 ③感染者未確認地域は通常通りの教育活動	①感染者発生学校は臨時休業 ②分散登校又は臨時休業 ③感染者未確認地域は近隣状況を踏まえ、分散登校や一斉臨時休業	①一斉臨時休業
	保育所・児童クラブ	通常通りの保育等の提供		保育等の提供縮小及び登園自粛の要請	保育等の提供縮小及び登園自粛、又は、臨時休園の要請
那 覇 市	那覇市こども園等における感染症予防ガイドラインに沿った取組				
	<p>那覇市 就学前施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通常通りの保育等の提供 ○濃厚接触者及び陽性者が確認された場合は、電話、報告書にてこども教育保育課へ直ちに報告（第1～4段階） ○感染者発生園は休業等（第1～4段階） ○検温等シートの活用（通年） ○渡航者等については、那覇市より発出される文書を参照 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常通りの保育等の提供 ○検温等シートに家族の健康状況を記入開始 ○家庭保育協力願い（可能な家庭） ○職員の昼食を園児と別場所にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○「家庭保育協力願い」または「登園自粛」 ○一時預かり事業等を必要に応じて一部停止 	<ul style="list-style-type: none"> ○登園自粛または特別保育の実施 ○一時預かり事業等の停止 	
こども教育保育課	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所との連携 ○感染者発生園の把握と休業判断 ○情報提供、文書の発出 ○相談、問い合わせの対応 ○マスク等、関係課との調整 	各園より支援が必要な家庭への連絡、確認をし、状況に応じてこども教育保育課へ報告		<ul style="list-style-type: none"> ○県等が緊急事態宣言を発出した場合等は協力願いから登園自粛の要請へ変更の文書を発出 ○特定地域の感染レベルに応じた休業を実施する際には、必要に応じて要請文書を発出 	

* 変更箇所は下線部分です。